

○島根県警察情報管理業務監査実施要領の制定について

(平成23年3月29日島情管甲第236号県警察本部長例規通達)

最終改正 令和2年1月16日

島根県警察情報管理業務監査については、島根県警察情報管理業務監査実施要領の制定について（平成13年6月7日島情管甲第154号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により実施してきたところであるが、このたび、島根県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成23年島根県警察訓令第9号）を制定したことに伴い、別添のとおり「島根県警察情報管理業務監査実施要領」を定め、平成23年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧例規通達は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別添

島根県警察情報管理業務監査実施要領

第1 趣旨

この要領は、島根県警察情報管理システムの運営に関する訓令（令和元年島根県警察訓令第10号。以下「訓令」という。）第9条の規定に基づき、システム総括責任者が実施する情報管理業務監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

第3 通常監査

1 通常監査の実施

システム総括責任者は、各所属に対し、島根県警察情報管理システム（以下「情報管理システム」という。）による処理に係る情報の取扱状況全般について、通常監査を実施するものとする。

2 通常監査の実施計画

- (1) システム総括責任者は、通常監査の実施計画を定め、警察本部長（以下「本部長」という）の承認を得るものとする。
- (2) (1)の実施計画には、通常監査の対象となる所属（以下「対象所属」という。）、監査項目及び実施要領を含むものとする。

3 監査官等の指名等

- (1) システム総括責任者は、対象所属における情報管理システムによる処理に係る情報の取扱状況に関する実地調査（以下「実地調査」という。）を行わせるため、警務部情報管理課の課長補佐以上の職にある職員の中から監査官を指名するものとする。
- (2) システム総括責任者は、対象業務に関係のある部の長と協議して、監査官の職務を補佐させるため、警務部情報管理課又は対象業務に関係のある部の職員の中から監査補佐官を指名することができる。

4 監査に対する協力

対象所属の長は、監査官が監査に関し、説明、資料の提出等について協力を求めたときは、これに応じなければならない。

5 システム総括責任者への報告

実地調査を終了したときは、監査官は、意見を付してその結果を速やかにシステム総括責任者に報告しなければならない。

6 改善を求める事項等の通知

システム総括責任者は、実地調査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を当該通常監査の対象となった所属の長に通知するとともに、対象業務に関係のある所属の長に通報するものとする。

7 所属の長の講ずべき措置

6の通知を受けた所属の長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を講じ、その結果をシステム総括責任者に報告しなければならない。

8 本部長への報告

システム総括責任者は、実地調査の結果、6の規定により当該所属に通知した事項及び7の規定により当該所属の長が講じた措置について、本部長に報告するものとする。

第4 特別監査

1 特別監査の実施

システム総括責任者は、特に必要があると認める場合には、特別監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を定め、本部長の承認を得て特別監査を実施するものとする。

2 通常監査に関する規定の準用

特別監査の実施に当たっては、第3の3から8までの規定を準用する。

第5 島根県警察で運用する警察庁情報管理システムに関する監査についての特例

システム総括責任者は、島根県警察で運用する警察庁情報管理システムによる処理に係る情報の取扱状況について、第2から第4までの規定を準用して監査を行うことができるものとする。